

亀山市告示第97号

亀山エール飯チャレンジ事業支援金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月7日

亀山市長 櫻井 義之

亀山エール飯チャレンジ事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、亀山エール飯を販売する者に対して亀山エール飯チャレンジ事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける市内の飲食店の経営の安定を図るとともに、地域における消費喚起を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類Mの宿泊業・飲食サービス業のうち中分類76の飲食店とする。
- (2) 亀山エール飯 市内の飲食店において、持帰りのための容器に入れ、又は包装を施し、500円又は1,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）で販売する商品で、市の登録を受けたものをいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内において飲食店を営む者
- (2) 亀山エール飯を3月以上継続的に販売する者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、25万円とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」とい

う。)は、令和2年7月15日までに、亀山エール飯チャレンジ事業支援金交付申請書(別記様式)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとし、交付を決定したときは、当該交付対象者に対し、支援金を交付する。

(支援金の交付)

第7条 支援金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該交付方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により支援金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が支援金の交付対象者として適当でないとしたとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、当該交付した支援金の全額又は一部を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

亀山市長 様

亀山エール飯チャレンジ事業支援金交付申請書

亀山エール飯チャレンジ事業支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ	
名 称	
代表者氏名	⑩
所在地	〒
電話番号	

2 支援金の振込口座

金融機関名	銀行・農協 労金・信金		本店 支店 出張所
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類

- (1) 登録用紙
- (2) 誓約書
- (3) 飲食店営業許可証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類